

1. 件名:「日立造船(株)特定兼用キャスクの型式証明申請に関するヒアリング【21】」

2. 日時: 令和5年4月11日 16時15分～16時45分

3. 場所: 原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者(※・一部TV会議システムによる出席)

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

戸ヶ崎安全規制調整官、松野上席安全審査官、櫻井安全審査官

(核燃料施設審査部門)

甫出安全審査官

日立造船株式会社:

脱炭素化事業部 プロセス機器ビジネスユニット 原子力機器事業推進室

室長 他7名※

5. 要旨

(1) 日立造船株式会社(以下「日立造船」という。)から、令和3年9月16日に申請があった発電用原子炉施設における特定兼用キャスクの設計の型式証明について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料のうち資料1-3に基づき、説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について、説明することを求めるとともに、引き続き、内容を確認することとした。

- コメント管理票のうち、具体的な補足説明資料の説明箇所が記載されていないところは追記すること。
- 貯蔵キャスク内部の真空乾燥時における燃料被覆管の最高温度について、資料1-5に記載されている貯蔵中における燃料被覆管の最高温度を下回ることを示すこと。また、最高温度である時に被覆管に生じる周方向応力を示した上で、設計貯蔵期間中に被覆管が健全性を維持することについて言及すること。
- コメント管理票のうちコメント No.1 について、補足説明資料の表2において貯蔵施設に係る基準適合性の観点から整理された各部材が担保する安全機能に関し、外部事象(地震・津波・竜巻)に係る基準適合性の観点からも、各安全機能を担保する部材を明確にすること。
- コメント管理表のうちコメントNo.36について、引用文献の妥当性の説明のうち、令和4年3月29日の審査会合の指摘事項(バスケットプレート連結間の減速材(水)の残留について、長期健全性の観点から説明すること)に対する具体的な文献及び内容を説明すること。

(3) 日立造船から、了解した旨回答があった。

6. その他

提出資料:

資料1-2 補足説明資料 16-2 16条燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 臨界防止機能に関する説明資料(令和4年3月29日第15回審査会合資料)

資料1-3 特定兼用キャスク型式証明(Hitz-P24型)ヒアリングコメント管理票

(令和5年3月31日ヒアリング資料)

- 資料1-4 補足説明資料 16-1 16条燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (令和4年12月22日ヒアリング資料)
- 資料1-5 補足説明資料 16-5 16条燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 除熱機能に関する説明資料 (令和4年12月22日ヒアリング資料)
- 資料1-7 補足説明資料 16-6 16条燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 材料・構造健全性(長期健全性)に関する説明資料 (令和4年12月22日ヒアリング資料)

以上